

議案第94号

小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

小松島市介護保険条例（平成12年小松島市条例第24号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年9月3日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市介護保険条例の一部を改正する条例

小松島市介護保険条例（平成12年小松島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に，「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め，「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り，「当該特例基準割合適用年」を「その年」に，「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の附則第7条の規定は，令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し，同日前の期間に対応する延滞金については，なお従前の例による。